

循環器病対策推進計画策定部会の設置について

東京都循環器病対策推進協議会設置要綱第 6 により、部会を設置する。

○目的

循環器病対策推進計画策定に向けた検討を実施

○委員

東京都循環器病対策推進協議会設置要綱第 6 の 2 に基づき、東京都福祉保健局長が任命する。

○部会長

東京都循環器病対策推進協議会設置要綱第 6 の 3 に基づき、東京都循環器病対策推進協議会座長と協議の上、東京都福祉保健局長の指名により選任する。